

平成26年2月16日内閣府(防災担当)

## 2月14日からの大雪にかかる 災害救助法の適用について 【第1報】

## 1. 災害の概要

2月14日からの大雪にかかる被害により、長野県において多数の者が生命又は身体に危害を 受け、又は受ける恐れが生じていることから、長野県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備	考
茅野市 (ちのし) 北佐久郡軽井沢町 (きたさくぐんかるいざわまち) 諏訪郡富士見町 (すわぐんふじみまち)	2月15日	2月14日からの大雪に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としている。	施行令	第 1 項第

## 2 これまでにとられた措置

・避難所の設置等

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付 喜田川、寺島、大橋

TEL 03-5253-2111 (内線51812) 03-3501-5191 (直通)